

飯田市新型コロナウイルス 感染症対応業務継続計画

令和 2 年 4 月

飯 田 市



1 基本的事項

令和2年4月26日現在、厚生労働省の発表によると全国で1万3,000人を超える感染者が発生しており、長野県内で66名、飯田保健所管内では5名の感染者が確認されている。

このような事態に飯田市として、令和2年2月25日に「飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、4月7日の国による緊急事態宣言発出により特別措置法に基づく対策本部に切り替え、その対策を行っている。

2 基本的な考え方

(1) 目的

本計画は、新型コロナウイルスにより市職員に感染等による出勤困難者が発生する恐れが高まった場合または発生した場合において、市民と市職員の生命と健康を守り、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを継続して提供していくために必要な体制整備や必要な業務について明確化するために策定した。

(2) 計画の対象組織

飯田市役所 及び 出先機関

(但し、飯田市立病院、飯田市立小学校・中学校を除く)



(3) 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等業務継続計画は現状のまま存続するものとし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に合わせて、市民生活への影響をできるだけ最小限に抑え、継続して業務を行っていくために暫定的に定めるものである。

(4) 対応方針

- 【方針 1】 職員の罹患を最小限にするための勤務体制及び執務環境等を構築する
- 【方針 2】 市民の生命を守るための業務を最優先として継続する
- 【方針 3】 非常時優先業務を継続するために、職員を重点的に配置または再配置する
- 【方針 4】 感染拡大防止のために必要な措置（施設の休業、イベントの中止等）を速やかに実施する
- 【方針 5】 職員の出勤状況に合わせて、本計画は弾力的に運用する

3 業務について

(1) 業務区分の決定

ア 市が行う業務を4つに区分

(ア) 緊急対応業務（区分：緊）


感染症が発生・拡大することに伴って新たに対応する業務

例：対策本部運営、市民相談業務、中小企業特別相談業務、物資支給業務等

(イ) 継続業務（区分：A）

感染症発生時でも市民の命と生活を維持するために、中断することのできな
い業務

例：戸籍の届出受理、火葬許可、上下水道業務等



(ウ) 縮小（延期）業務（区分：B）

感染症発生時に、感染拡大防止のために縮小（延期）することが適切な業務で、人員体制を縮小して実施しても市民生活に与える影響が比較的少ない業務。但し、感染状況に応じて段階的に中断する。

例：一部の自治振興センターの窓口業務、課等の庶務等

(エ) 中止業務（区分：C）

感染拡大を防止するために、積極的に中止（中断）することが適切な業務

例：イベント業務、観光誘客業務

(2) 業務の運用

- ア 職員やその家族が感染し、出勤困難な職員が発生する恐れ
- イ 非常時優先業務（緊急対応業務（区分：緊）及び継続業務（区分：A））については職員の出勤状況に関係なく継続して実施しなければならない。（但し、法令や国等の通知により延長の方針が示された場合は、その方針に基づき実施する。）
- ウ 非常時優先業務を継続するため、縮小（延長）業務（区分「B」）及び中止業務（区分「C」）に従事していた職員について、応援職員として非常時優先業務に再配置する。
- エ 感染が小康期に入った場合、緊急対応業務を縮小し、縮小業務、中止業務の順に再開する。
- オ 業務の中止、再開の判断は、感染状況、社会状況、職員の出勤状況等を総合的に勘案して対策本部で決定する。



(3) 人員の配置

- ア 状況によって各部・各課においてばらつきが生じるため、非常時優先業務の実施にあたって必要な人員が不足する場合は、「課内→部内→部間」の順で応援職員を配置する。
- イ 人員配置にあたっては、原則として、課内の配置は当該課で、部内の配置は当該部で決定し、他部から応援職員が必要な場合は、総務部（人事課）へ要請する。なお、少人数職場における業務、専門性の高い業務等については経験者の配置を検討する。
- ウ 各部（課）が所管する施設等の閉鎖等に伴う当該施設職員の配置は、総務部（人事課）の指示により次の職務に従事する。
- ・ 非常時優先業務を行う各課で人員が不足した場合、その当該業務
 - ・ 非常時応援職員として、本部事務局等の業務
 - ・ 在宅高齢者等の要配慮者に対する必要な支援業務

4 計画の発動

全国、長野県内、飯田・下伊那地域における感染拡大状況を踏まえて、対策本部会議における検討を経て本部長（市長）が本計画の発動について決定する。なお、その決定に当たっては、次の指標を参考にすることとする。

指標①：レベル3の状態になった場合またはレベル3が予想される場合

指標②：職員に感染者または濃厚接触者が複数人発生した場合

指標③：複数の所属で感染が確認された場合

指標④：長野県、近隣自治体等で感染症対応の勤務体制が始まった場合

指標⑤：国、県等から要請または指示があった場合

【参考】 長野県内の発生段階の区分（※長野県が独自に設定）

レベル1：域内発生早期（感染者数に関わらず、感染経路が特定できている状態）

レベル2：域内感染発生期（感染経路が特定できない者が発生、又は単発的なクラスタが発生した状態）

レベル3：域内まん延期（感染経路が特定できない者が多数発生、又はクラスターが連続して複数発生した状態）

レベル4：域内まん延期（県内で緊急事態宣言が出された状態）

小康期：県内感染期を経た後、回復者数が新規感染者を上回り、感染者が連日発生していない段階

【参考】 専門家会議が示した地域の3区分

感染未確認地域	1週間、感染者の確認なし（海外帰国者は除く）
感染確認地域	1週間の新規感染者や経路不明な感染者が、一定程度の増加幅に収まっている
感染拡大警戒地域	1週間の新規感染者や経路不明な感染者が、その1週間前と比べ大幅に増加

5 業務継続に向けた勤務体制について

(1) 職場分散

所属から数名が、りんご庁舎など通常勤務場所とは異なる場所で、通常勤務時間中に勤務する。

(2) 勤務時間変更


初動時は、所属職員を早出勤務、通常勤務、遅出勤務の3グループに分けた勤務とする。

その後、状況に応じて、所属職員を早出勤務、遅出勤務の2グループに分けた勤務とするとともに、在宅勤務の併用も考慮する。

(3) 分割

所属において職員を2～3班に分け、互いの班員が接触しない勤務とする。

※いずれの勤務体制の場合においても、分かれて勤務する者が接触しないことが求められる。上司の決裁を求める場合は電話や電子メール等で説明する、代決とするなどの対策を講じる。必要に応じて部長に課長の事務取扱兼務発令をするなどの人事発令についても検討する。



6 業務継続に向けた職場環境の整備

(1) 資機材の確保等

業務に必要となる感染症対策資機材について、各所属または市はその調達及び支給について最大限の努力を行う。不足する場合は代用品等の確保について配慮する。なお、適切な使用方法等について、所属長は職員へ指導を行うこととする。

【必要となる資機材】（例）

不織布マスク、手指消毒液、次亜塩素酸ナトリウム液（家庭用塩素系漂白剤）、石けん、フェイスシールド、防護服、防護メガネ、グローブ、足踏み開閉式ごみ箱、ペーパータオルなど

(2) 執務環境の改善

飛沫感染、接触感染を予防する観点から、職員同士及び来客と直接接触することを避ける対策を講じることとする。合わせて定期的な換気、ドアノブ、スイッチ等の消毒を行う。

【対策の例示】

- ・ 来客受付等にアクリル板（またはビニールシート）を設置
- ・ 所属の係ごとの机の前にアクリル板（またはビニールシート）を設置
- ・ 来客者に直接触れないよう、釣銭皿を用いて対応
- ・ 机と机の間隔をあける。
- ・ 定期的な、ドアノブ、スイッチ等の消毒の実施
- ・ 昼食時等における分散した食事、会話の抑制（密を避ける） など



7 非常時優先業務等について

別表のとおり（区分は4～5ページを参照）

※令和2年4月27日時点のものであり、今後変更となる場合がある。



飯田市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画

令和2年4月27日

新型コロナウイルス感染症飯田市対策本部

編集・著作 事務局：飯田市危機管理室

電話：0265-22-4511 内線 2437

電子メール：bousai@city.iida.nagano.jp

※本計画の一部または全部を転用する場合は、著作者へ一報くださるようお

願います。